

## 総務消防常任委員会会議録

- 1 日 時 平成29年3月3日(金)  
午後0時58分～午後2時34分
- 2 場 所 議員協議会室
- 3 出席委員 委員長 長南良彦 副委員長 菅原和子  
委員 吉田良 委員 佐藤正博  
委員 小野寺美穂 委員 山田龍太郎  
委員 郷内良治
- 4 欠席委員 なし
- 5 説明のため 総務部長 渋谷武志  
出席をした 総務課長 桜井淳一  
者の職氏名 市政情報課長 五十嵐竹美  
税務課長 芳賀和明  
総務課長補佐 齋藤正光  
税務課長補佐 安倍卓  
総務課職員係長 小松政博  
市政情報課 尾形 充  
情報統計係長  
<消防本部>  
消防長 大友敏春  
総務課長 木皿正之  
総務課長補佐 高橋隆一  
兼企画管理係長

6 事務局職員 事務局 局長 今野 博 幸  
主幹兼庶務係長 針 生 明 美  
主 事 高 野 未 桜

7 付議事件

- (1) 議案第16号 名取市個人情報保護条例等の一部を改正する条例
- (2) 議案第17号 名取市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- (3) 議案第18号 名取市市税条例等の一部を改正する条例
- (4) 議案第24号 名取市消防団に関する条例の一部を改正する条例
- (5) 陳情第 3号 本町地区の環境整備等に関する陳情
- (6) 陳情第 5号 増田西地区に交番設置を求める陳情

午後0時58分 開会

○委員長（長南良彦） 出席委員は定足数に達しておりますので、委員会条例第14条の規定により委員会は成立いたしました。

ただいまから総務消防常任委員会を開催いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の委員会次第書のとおりであります。

この際、報告をいたします。

委員会条例第19条の規定により、総務部長及び消防長、並びに担当課長等の出席を求めていますので、報告いたします。

次に、本日の会議に係る一切の資料をお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

以上で報告を終わります。

それでは、付託議案の審査に入ります。

初めに、議案第16号 名取市個人情報保護条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長南良彦） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長南良彦） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第16号 名取市個人情報保護条例等の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（長南良彦） 起立全員であります。よって、議案第16号は原案のと

おり可決すべきものと決しました。

次に、議案第17号 名取市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。吉田 良委員。

○委員（吉田 良） 育児休業をすることができる方の範囲を広げるということで、非常勤で勤めている方にもその範囲を広げるということです。非常勤の方は、一般職の方が育児休業で休んでいて、その方のかわりに来られている方もいると思いますが、そういった方にもこの範囲は広げられるということですか。

○委員長（長南良彦） 答弁、総務課長。

○総務課長（桜井淳一） 今回の条例改正の背景について説明します。

非常勤職員の方の育児休業については、在職期間や雇用継続の見込み、勤務日数などの要件がありまして、これらの要件を満たす職員の方々が対象になるものです。国家公務員の育児休業等に関する法律が改正され、それを受けて人事院規則が改正されています。その人事院規則の改正の中では、先ほどの要件のうち、雇用継続の見込みの要件について、今までは養育する子が2歳に達する日までに任期が満了すること、そして引き続き採用されないことが明らかでないこととされていた要件を、1歳6カ月までに緩和する措置がとられたことから、本市も同様の内容で条例改正をするものです。

地方公務員の育児休業等に関する法律は、そもそも一般職について適用があるものです。しかし、本市を含む全国の多くの自治体では非常勤の一般職という区分がなされていませので、今回の改正の趣旨である非常勤の一般職である本来であれば嘱託職員の方々、国では、嘱託職員は非常勤の一般職という整理が正しいのですが、本市では非常勤の特別職という区分がされていました。本市においては、非常勤の特別職の方々には別の規則を設けて、そちらで嘱託職員の方々の育児休業をすることができるように対応していたところですが、今回、一般職と特別職の区分けをしなくても同様の内容の育児休業をすることはできるのですが、国から、そもそも本市でいう嘱託職員の方々の区分けが間違っているとの指摘があり、全国的な傾向ではありますがそちらを正しくすると

ということです。今回は、非常勤の方々まで広がった改正にはなっていますが、基本的には、冒頭で述べた要件の緩和が本来の中身になっています。また、正規職員の方が育児休業で休んでいて、例えばそこに非常勤の一般職の方が入った場合は、要件が合えば当然今回の条例改正後の内容で育児休業を取得することができます。

○委員長（長南良彦） 吉田委員。

○委員（吉田 良） 育児休業の方のかわりに入っている方も育児休業を取得することができるということですか。

○委員長（長南良彦） 総務課長。

○総務課長（桜井淳一） 要件をクリアすれば、取得することはできます。

○委員長（長南良彦） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長南良彦） ほかになしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長南良彦） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第17号 名取市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（長南良彦） 起立全員であります。よって、議案第17号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第18号 名取市市税条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長南良彦） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長南良彦） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第18号 名取市市税条例等の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（長南良彦） 起立全員であります。よって、議案第18号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第24号 名取市消防団に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。佐藤正博委員。

○委員（佐藤正博） 今回の条例改正で、勤務する者及び通学する者を加えるということで、通学する者というのは大学生を対象にしていると思います。消防団員をどのような形で募集するのか。例えば静岡県裾野市では、消防団学生認証制度や学生消防団活動認証制度などを設けながら推奨して団員を募集しています。本市では学生や勤めている方たちに、どのように魅力あるような形でPRしていくのか伺います。

○委員長（長南良彦） 答弁、消防本部総務課長。

○消防本部総務課長（木皿正之） 学生団員については、尚絅学院大学、宮城県農業大学校、仙台高等専門学校名取キャンパスなどの市内にある大学等に直接出向き、学生消防団活動認証制度などを説明したいと考えています。

それから、企業に通勤する方については、これも直接企業に出向きたいと考えています。現在、事業所として消防団協力事業所もありますので、そちらに出向いて、直接入団についてのPRをしていきたいと考えています。

○委員長（長南良彦） 佐藤委員。

○委員（佐藤正博） これから募集に際して何かを工夫していかななくてはならないと思っていました。名取市消防団に関する条例の第11条には「団員は、団長の招集によって出動し服務するものとする。招集を受けない場合であっても、水火災その他の災害発生を知ったときは、指定するところに従い出勤し服務しなければならない。」とあります。市内の企業に勤めている方や通学している学生の方は、昼間であれば連絡をしやすいと思います。しかし、災害は昼間だけではなく夜間に発生する場合があります。訓練もあります。今の消防団員と違った形で対応していかななくてはいけないということが非常に多くなると思います。

あと、所属先についてですが、例えば閑上や下増田など何カ所かありますが、どこに所属することになるのか伺います。

○委員長（長南良彦） 答弁、消防本部総務課長。

○消防本部総務課長（木皿正之） 消防団の召集については、現在メールを使って召集を行っているので、学生団員、通勤団員についても、同様にメールを使って召集をしたいと考えています。

それから、学生団員については、やはり学業が本分であるため、土日などの休みのときの活動ということで、災害による出動は考えていません。

また、所属先については、訓練指導や消防団入団のPR活動などが主な役割になりますので、学生については消防団本部に所属していただきます。それから、勤務者については、やはりメールを使っての召集を考えていますので、勤務先のエリアを管轄する消防団ということで、そのエリアの消防団に所属していただくということで考えています。

○委員長（長南良彦） ほかにありませんか。小野寺美穂委員。

○委員（小野寺美穂） 学生団員については災害による出動は考えていないということでしたが、消防団の団長から団員に報酬が支払われていると思います。この辺はどのような取り扱いになるのでしょうか。

○委員長（長南良彦） 答弁、消防本部総務課長。

○消防本部総務課長（木皿正之） 現在、通学者と通勤者の報酬に差を設けることは考えていません。

○委員長（長南良彦） 答弁、消防長。

○消防長（大友敏春） 学生については消防団本部への所属としました。女性消防隊も本部扱いとなっており、報酬については一般団員と同じになっています。ですので、そこは差をつけないで同じにすることを考えています。また、行動に対しても、1つはラッパ隊を考えまして、そのほかに独居老人の査察などの防災対策などのお手伝いをしていただきたいと考えています。これらのことから、同じ報酬と考えています。

また、通勤団員については、現状はサラリーマン化ということで、約70パーセントがサラリーマンで、日中は地元にはいないという団員の方が結構います。逆に言えば、勤務地にいるということは、日中の災害に対しては出動しやすいのではないかと考えています。そここのところはカバーしてくれるのかなと考えまして、勤務地エリアへの所属をお願いしたい。そういったこともありますので、報酬についても同じ扱いということです。

訓練については、ほとんど土曜と日曜です。平日の訓練はほとんどありません。ですので、その中で参加できるということをお願いしたいと考えています。

○委員長（長南良彦） 小野寺委員。

○委員（小野寺美穂） 学生は学業が本分なので土日にということでしたが、働いている方は日中も仕事をしています。勤務時間中には出られないと思いますが、それはどのような取り扱いになるのでしょうか。企業と何か協定を結ぶなどをするのでしょうか。

○委員長（長南良彦） 答弁、消防長。

○消防長（大友敏春） 委員おっしゃるとおり、日中は仕事をしています。その辺は、消防団協力事業所ということで推進を図っています。あくまでも協力です。ですから、お話をして理解の上で入団していただければということです。必ずしもということではなく、あくまで協力をもらえるところということで推進をしていきたいと考えています。

○委員長（長南良彦） ほかにありませんか。菅原和子委員。

○委員（菅原和子） 入団したい方は全員対象になるのか、何か条件があるのか伺います。

○委員長（長南良彦） 答弁、消防本部総務課長。

○消防本部総務課長（木皿正之） 入団の条件は特に設けないということで考えています。

○委員長（長南良彦） 答弁、企画管理係長。

○消防本部総務課企画管理係長（高橋隆一） 18歳以上で、男女問わずとなっています。

○委員長（長南良彦） 菅原委員。

○委員（菅原和子） そうしますと、女子学生も入団できるということですか。

○委員長（長南良彦） 答弁、企画管理係長。

○消防本部総務課企画管理係長（高橋隆一） 女子学生、男子学生問わず、18歳以上であれば、先ほど消防長から答弁させていただきました入団条件を踏まえて、それを了承していただければ入団できるということです。

○委員長（長南良彦） 暫時休憩いたします。

午後1時19分 休憩

---

午後1時20分 再開

○委員長（長南良彦） 再開いたします。

答弁、消防本部総務課長。

○消防本部総務課長（木皿正之） 名取市消防団に関する条例の第6条に欠格事項を定めています。第1項 成年被後見人及び被保佐人。第2項 禁錮以上の刑に処せられその執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者。第3項 第12条の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を超過しないもの。第4項 前3号のほか、消防団員として不相当と認められるものということです。

○委員長（長南良彦） ほかにありませんか。小野寺美穂委員。

○委員（小野寺美穂） 提案理由説明にもあったように、消防団員の減少傾向がとまらないということで、いわゆる本来の消防団のあり方的なものを維持していかななくてはいけないという必要性の上に立って、幾らかでも協力をしてくれる人をふやしたいということだと思います。現在においても、先ほど答弁が

あったように、サラリーマン化しているためいつも地元にいるわけではないとか、各団によっての判断がいろいろとあると思います。特に勤務する方については消防団協力事業所という形で協力を得たいと。協力を得られれば、召集をかけられたときに、その事業所の判断で出勤してもよいという内部規定がつけられるなどがあると思います。学生の場合は、もちろん授業やゼミなどがあると思いますが、その大学に管理されているわけではないので、割と自由な判断ができるとは思いますが、訓練は土日となると、学生の場合はわざわざ出てこなくてはなりません。勤務の方も出てこなくてはなりません。学生は災害時の出勤は考えていないということなどで、少し取り扱いが違う感じがしますが、それでも入団しますという人を募集するという事だと思えます。

18歳以上の要件で、例えば市内の大学に遠くから通っている方が土日の訓練に出るかどうかはわかりませんが、これは大学にきちんと話をすることによって大学からも強く呼びかけてもらうなどもあります。条例で定めたらたくさん集まるというよりも、恐らくそういった条件を整えることによって、消防団に対する理解や、このような組織があつて消防の活動を支えているのだという啓蒙になると思えます。

みなさんどんどん成長して、高校生も中学生も気がついたら大学生になります。やはりもっと広くアピールをすることを考えるべきだと思います。もう少し広げて、若い人も入れるような取り組みをしているということ、PRしていく考えはありますか。

○委員長（長南良彦） 答弁、消防長。

○消防長（大友敏春） 1つの条件として18歳以上というのは、まだ切り崩してはいません。やはり全国的に見ても、通勤者や通学者は広まっています。特に通勤者に対しては、県内14市のうち9市が認めています。しかし、18歳以上ということは、全国的にも切り崩していないので、やはり活動として18歳以上でなければとは思っています。ただし、高校生については卒業してからと考えています。

○委員長（長南良彦） ほかにありませんか。郷内良治委員。

○委員（郷内良治） 学生や通勤している方に入団していただくことは大変ありがたいのですが、所属先について各分団との話し合いはどのようになっていますか。

るのですか。

○委員長（長南良彦） 答弁、消防長。

○消防長（大友敏春） 条例改正に当たり消防団幹部を交えた検討委員会を開きました。その中で、実際に消防団員数が減っていることはもう明らかになっているものですから、この案を出して話し合いをして、これで進めましようとなりました。ですので、消防団幹部の方たちの理解はいただいています。

○委員長（長南良彦） 郷内委員。

○委員（郷内良治） 学生団員は本部に所属ということだったのでいいのですが、勤務地のエリアの消防団に入った場合、いわゆるこれまでコミュニケーションがありました。今はどうなっているのかわかりませんが、報酬も一人一人がもらわずに分団で管理して、そこでコミュニケーションを図ることに使っていました。そのような中で、「私は分団には所属しているが報酬は個人でもらう」ということになると、今までできていたコミュニケーションが維持できないのではと考えますが、その辺のところは消防団の中で話はしているのでしょうか。

○委員長（長南良彦） 答弁、消防長。

○消防長（大友敏春） 確かに報酬については、今回の話だけではなく以前からそのような話は出ています。というのは、世代がかわりまして、個人のものは個人が受け取らなくてはならないという、当然の権利だと思います。しかし、これに関しては、各分団で管理しているものですので、お任せしているというのが現状です。その中で、これは個人で管理しましょうということで個人でもらっている方もいるようです。ただ、それをどのようにするのかというと、私たちもそこに対してはなかなか口を挟めないで、あくまでも分団にお任せしようと考えています。

○委員長（長南良彦） ほかにありませんか。小野寺美穂委員。

○委員（小野寺美穂） 今の答弁ですが、予算審査のときに問題にならないのですか。消防団の報酬として人数に対して計上されているものを、分団でまとめて受け取ってコミュニケーションを図るといふ、まとめて支払うといふのは歳出的にはいかなものなのか。しかも報酬は、団長、副団長、分団長、副分団長、部長、班長、団員と、それぞれ金額が違うのに、各分団でまとめて受け

取って何かに使うというのはまずいのではないですか。個人個人にきちんと渡さなければいけないのではないですか。そうではないと、今のような話にはならないのではないですか。

○委員長（長南良彦） 暫時休憩いたします。

午後 1 時 3 1 分 休憩

---

午後 1 時 3 4 分 再開

○委員長（長南良彦） 再開いたします。

答弁、消防長。

○消防長（大友敏春） 先ほどの郷内委員の質疑に対する答弁について、説明不足ということで、もう一度改めて説明させていただきます。

基本的に、報酬や手当は全て個人に支払われます。ただし、報酬については、各分団の管理として幾らかをそれぞれ集めているということです。分団で管理をしています。ですので、一旦は個人に支払うということです。

○委員長（長南良彦） 小野寺委員。

○委員（小野寺美穂） 先ほどの答弁を取り消ししていないので、その上で今の答弁となると、要するに言いたいのは、報酬や費用弁償などが予算書の中にたくさん出てきますが、それをどこかがプールしているという話は今まで一回も出たことはありません。しかし、先ほどの答弁だと、各分団で一旦プールするという話だったので、本来は報酬や費用弁償は個人の口座に振り込まれるべきものなのではないですかということです。おかしいのではないですか。各分団で管理することがいいとか悪いとかの前に、消防団に限らずに支出の面から捉えると、もらう権利のある人に直接振り込まれるべきものなのではないですか。分団で一旦預かるというのはおかしいです。答弁がそのままだと、そうなると思います。報酬は個人の口座に振り込まれるべきものなのではないですか。今どき現金手渡しもどうなのかと思いますし、その辺を確認していただきたいと思います。

○委員長（長南良彦） 暫時休憩いたします。

午後 1 時 3 6 分 休憩

---

午後1時44分 再開

○委員長（長南良彦） 再開いたします。

答弁、消防長。

○消防長（大友敏春） 報酬や手当は各団員に支払いますが、その団員から部長への委任状をいただいています。報酬や手当に関しては部長に一任するという委任状です。ですので、部長に対して報酬や手当を支払いまして、部長が管理することになっています。管理というか……。部長が一括して受け取って、それを部長が各団員にお渡しする仕組みになっています。

○委員長（長南良彦） 小野寺委員。

○委員（小野寺美穂） 報酬を各団員に渡しているのであれば、残らないでしょう。プールしてコミュニケーションを図るということでした。（「それは各分団で決めていることなので、全ての分団ではありません」の声あり）

しかし、「そういうこともありますけど」という答弁でした。そもそも委任状の効力は誰が担保しているのですが。報酬も手当も公金でしょう。その委任状は何で定められているのですか。取り扱い上おかしいと思います。予算書に出てくる人数分が本人に渡って、そこからお金を出して集めておく分にはいいですが、それこそ幾らかを預けて管理して何かに使うという委任状であれば何か任意のものということですが、一旦預かることを委任する仕組みは許されるのですか。公金の取り扱いとしておかしいです。市の考え方はどうですか。今までそのようにしてきたのもどうかと思いますが、やはりこれは各分団の考え方ではなく市の考え方ではないですか。

○委員長（長南良彦） 暫時休憩いたします。

午後1時47分 休憩

---

午後1時52分 再開

○委員長（長南良彦） 再開いたします。

答弁、総務部長。

○総務部長（渋谷武志） 会計処理上の問題ですので、私から答弁させていただきます。

受け取る権利のある方、例えばAさんがBさんに委任をするという行為がな

されているのであれば、本市はBさんに支払うということは行われています。

○委員長（長南良彦） 答弁、消防長。

○消防長（大友敏春） 本来であれば市から各団員に報酬や手当が支払われるのがそのとおりです。ところが、団員から各分団に委任すると、まずは分団に支払われて、分団から団員に支払うところなのですが、団員が部長に委任して、市から直接分団に支払うようにした……。まとめて、市から各分団に対して支払っているということです。また、委任状については毎年取り交わしています。

○委員長（長南良彦） ほかにありませんか。菅原和子委員。

○委員（菅原和子） 本市の消防団のホームページを見ますと、消防団協力事業所は12事業所の登録があるようです。その中で協力事業所の認定に際し、2人以上の方が消防団として登録されている事業者があるのかどうか伺います。

○委員長（長南良彦） 答弁、企画管理係長。

○消防本部総務課企画管理係長（高橋隆一） 名取市消防団協力事業所12事業所のうち、6事業所（「7事業所」に発言訂正あり）が2名の団員を雇っており、名取市消防団協力事業書表示制度の対象になっています。

○委員長（長南良彦） 菅原委員。

○委員（菅原和子） 今後も積極的に働きかける考えはあるのか伺います。

○委員長（長南良彦） 答弁、消防長。

○消防長（大友敏春） 消防団協力事業所については、もちろん条件がありまして、消防団員が2名以上というのも1つの条件になっています。今後、企業の協力があれば、どんどんふやしていきたい、認定していきたいと考えています。

○委員長（長南良彦） 答弁、企画管理係長。

○消防本部総務課企画管理係長（高橋隆一） 先ほど、消防団協力事業所について、6事業所と答弁しましたが、7事業所に訂正をお願いいたします。

○委員長（長南良彦） ただいま企画管理係長からお聞き及びのとおりの発言訂正の申し出がありましたので、委員長においてその訂正を許可いたします。

ほかにありませんか。菅原和子委員。

○委員（菅原和子） 消防長から認定という答弁がありましたが、働きかけを

するのかどうか伺っています。

○委員長（長南良彦） 答弁、消防長。

○消防長（大友敏春） 働きかけをしていきたいと考えています。

○委員長（長南良彦） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長南良彦） ほかになしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長南良彦） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第24号 名取市消防団に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（長南良彦） 起立全員であります。よって、議案第24号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

この際、お諮りいたします。

議案第16号から議案第18号まで、及び議案第24号に対する委員会審査報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（長南良彦） 御異議なしと認めます。よって、委員会審査報告書の作成については、委員長に一任することに決しました。

以上で付託議案の審査を終わります。

暫時休憩いたします。

午後1時57分 休憩

---

午後1時59分 再開

○委員長（長南良彦） 再開いたします。

15分間休憩します。

午後1時59分 休憩

---

午後2時10分 再開

○委員長（長南良彦） 再開いたします。

次に、付議事件の（5）陳情第3号 本町地区の環境整備等に関する陳情及び（6）陳情第5号 増田西地区に交番設置を求める陳情を一括議題といたします。

これより陳情調査の取りまとめを行います。

陳情2カ件に係る委員会調査報告の取りまとめにつきましては、本日の委員会で委員長案をお示しすることとしておりました。

お手元に委員会調査報告書案を配付しておきましたので、報告書案2カ件について、書記をして説明をいたさせます。その後、委員各位より御意見を伺いたいと思います。

○書記（高野未桜） [委員会調査報告書（案）に基づき、説明をなした]

○委員長（長南良彦） ただいま書記より説明をいたさせましたが、委員各位より御意見を伺いたいと思います。

休憩して進めてまいります。

暫時休憩いたします。

午後2時16分 休憩

---

・委員長案のとおりとすることとした。

---

午後2時17分 再開

○委員長（長南良彦） 再開いたします。

お諮りいたします。委員会調査報告については、休憩中の協議のとおりとしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（長南良彦） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いた

しました。

ここで、暫時休憩いたします。

午後 2 時 1 7 分 休憩

---

午後 2 時 3 4 分 再開

○委員長（長南良彦） 再開いたします。

以上で、本日の付議事件は全て終了いたしました。

本日の委員会はこれにて散会いたします。

大変御苦労さまでした。

午後 2 時 3 4 分 散会

平成 2 9 年 3 月 3 日

総務消防常任委員会

委員長 長 南 良 彦